

研究ノート

経済改革と貿易の国家独占

田 中 宏

80年代初頭におけるポーランドの経済危機は、多重的な不均衡の上に発生した。「経済状態に関する政府報告」によれば、1)国民の購買力と財、サービスの供給力との間のアンバランス、2)貿易・国際収支のアンバランス、3)工業生産能力と物的補給との間のアンバランス、4)投資におけるアンバランス、5)金融、国家財政のアンバランスが存在していた。このようなアンバランスを具体的な形態とする危機を生みだした要因は、経済機能メカニズムと経済政策、政治生活システムが織りなしたものであったとしても、ポーランドが事実上“対外的国家破産”の状態に落ちいらざるを得なくなつたのは、やはり世界経済における特殊70年代の状況があつたからである。この点は絶対に見逃がせないだろう。¹⁾ ポーランドは社会主義経済でありながら何故に世界経済の地殻変動を直接的にこうむらざるを得なかつたのだろうか。²⁾

社会主義経済は計画経済を特徴としており、対外経済関係はその一環に組み入れられ、計画的に運営されている。その基礎となっているのはいわゆる外国貿易の国家独占である。この独占により社会主義国内経済に対する外部からのマイナスの影響、攻撃は緩和され、それを守ることができる、と理論化されて

1) *Rzadowy raport o stanie gospodarki*, 1981. s. 6—8. s. 18—19.

2) 世界経済の70年代の状況が与えたポーランドへの影響については拙稿「70年代世界経済とポーランド」『高知論叢』第19号、1984年を参照せよ。

きた。³⁾ この点から言えば、70年代のポーランド経済では外国貿易の国家独占が充分に機能することができなかった、とひとまず対外的危機の原因を結論づけることができるだろう。

1982年より経済改革が開始された。その目的のひとつは、高い効率や市民の権利、自覺的義務を達成するような経済機能メカニズムを形成するために、経済指導システムと基礎組織の改造、計画と管理の社会化、自主性・自主管理・自己金融にもとづく企業活動条件の創出をおこなうことである。またそこから社会・経済的危機の克服、多重的不均衡の解消が改革の当面の目標としてあげられている。この経済改革には当然ポーランド経済の対外経済関係の経済機能メカニズムの改革や貿易構造の不均衡の是正も含まれている。では、対外経済の分野での改革構想の準備と完成の過程で、70年代に機能不全におちいった貿易の国家独占はどのように評価され、その本質と原則からその具体的組織形態に至るまでどのように再検討されてきたのだろうか。この研究ノートではこの点の考察のための素材を提供しつつ、理論化の一定の方向を探ることを課題としたい。

第1章 経済改革構想にみる貿易の国家独占⁴⁾

ポーランドの熱い夏が終り、9月には経済改革委員会が召集され、その委員会は国民的討議のため第1次答申とも言うべき提案を翌年2月に発表した。

3) 過渡期も含めて社会主义経済における外国貿易の国家独占の理論的定式化は В. И. レ닌によっている。『レーニン全集』第33巻「外国貿易の独占についてのイ・ヴェ・スターリンあての手紙」「外国貿易の独占について」参照。ソビエト・ロシアでの国家独占の定式化をめぐる論争とその結果については E. H. カー「ボリシェヴィキ革命」第3巻 p. 347～350、木下悦二「資本主義と外国貿易」1963年第4章、鈴木重靖「社会主义貿易論」1966年第2章参照。最近の経済改革との関連では建林隆喜「外国貿易の国家独占について」『大阪経済大論集』第90号、1972年11月号、ソ連東欧貿易会「ソ連・東欧諸国の外国貿易国家独占制度の展開」1980年が参考になる。

4) 経済改革と貿易の国家独占の関連に入る前にまず貿易の国家独占の一般的理解を見

「経済改革の基本綱領（案）」がそれである。⁵⁾ この綱領（案）は96条からなるものだが、外国貿易の国家独占に関する論述は、第Ⅲ章の組織・経済構造には見当たらず、第IV章の中央経済指導のC節、中央国家機関の機能でも国会の権限と外国貿易（MHZiGM）の機能を規定しているにすぎず、直接的には論及されていない。

ところで基本綱領（案）の発表と時期を前後して、各学術団体、集団、個人からポーランド経済改革に関する提案、構想が発表された。外国貿易については改革委員会の外国貿易の機能と組織に関する第8部会で2本の提案が作成された。そのうちのひとつに J. Soldaczuk を中心とする中央計画・統計大学（SGPiS）のグループが作成したものがある。「対外貿易・経済協力での経済改革案」がそれで、そこでは以下のように国家独占について定式化している。⁶⁾

「外国貿易における制度的措置の基礎となるのは外国貿易の国家独占の憲法的原則である。このことは対外経済関係の形成における国家の排他性（wyklacznosc）を意味する。それは生産手段の社会的所有と計画経済原則から生じ

ておこう。

〈ソ連の見解——Экономическая энциклопедия. : 1975 ТОМ-2
c. 547. ——〉

「財、サービスの輸出と輸入を実施する、つまり対外貿易業務を遂行するか又はこのような業務の遂行を企業に別々に配分する国家の排他的な権利。貿易の国家独占とは10月社会主義革命で誕生した、国家の対外経済関係の原則的に新しい組織形態である。それは生産手段の社会主義的所有と経済の計画的管理に基づいている。」

〈ポーランドの見解——Maly Słownik Ekonomiczny 1958——〉

「（貿易の）国家独占とは特定の国営企業のための品目の排他性もまた非国営企業が直接外国貿易する付隨的な許可の可能性もあらかじめるものではない。」

〈ポーランドの見解——Mala Encyklopedia Ekonomiczna 1962——〉

「外国貿易の国家独占とは、対外貿易取引を締結する排他権を、そのために特別に召集した機関、制度によって国家に保証することである。」

5) Podstawowe założenie reformy gospodarczej, projekt. 1981.

6) Propozycje reformy gospodarczej w dziedzinie handlu i współpracy gospodarcze z zagraniczną. (rozwinięta tezy) Handel zagraniczny 1981., Nr. 2, s. 2.

てくる。対外経済関係の発展の一般的な方向は最高権力機関一国会と閣僚会議一が定める」

ここでの特徴は、貿易の国家独占を一国の対外経済関係の発展の基本線との関連で位置づけ、国家独占における国家を具体的に国会と閣僚会議と見直している点にある。

次にポーランド経済学者協会の提案をみてみよう。同協会が発表した「ポーランドにおける経済改革の原則的措置の提案」ではこの国家独占について以下のように述べている。⁷⁾

「外国貿易の国家独占の憲法的原則とは外国貿易専門企業の独占と等しいものではない。外国貿易省は生産・商業・運輸・サービス企業にも、国営企業、協同組合企業にも外国貿易施行権限を与えることができる。外国貿易企業の一面的独占を段階的に解消することが主要方向でなければならない」

この提案では外国貿易の国家独占＝輸出入専門企業の独占を否定し、所有形態の別や専門分野の別に関係なく、あらゆる企業が外国貿易に従事することができる事を強調している。

ところで、改革の国民的討論は経済改革委員会に集約され、第2次答申である「経済改革の路線（案）」に結実し、⁸⁾とりあえずは11の経済改革法となる。外国貿易に関する限りでは、経済改革委員会内の第8部会で「外国貿易の組織と機能様式に関する部会作業の最終記録」が作成され、「外国貿易の実施権限に関する法律」として成立する⁹⁾。それによれば経済改革と外国貿易の国家独

7) *Propozycie zasadniczych rozwiązań gospodarczej w Polsce. Reforma gospodarcza, propozycje, tendencje, kierunki dyskusji.* 1981., s. 106.

8) *Kierunki reformy gospodarczej, Projekty.* 1981.

この提案については田中雄三「ポーランドにおける経済改の理念と実現状況」龍谷大学経済論集 第23巻 第1号（昭和56年6月）参照。

9) 第8部会の作業内容とこの法律に関しては Urszula Płowiec の編著で、PWE の *Polska reforma gospodarcza* シリーズのひとつ *Handel zagraniczny*, 1982 が出版されている。

占との関係は次のように関連づけられている。¹⁰⁾

「外国貿易の指導の制度的措置の基礎となるのは外国貿易の国家独占の憲法的原則である。それは対外経済関係の形成・協力と交換の過程の指導における国家の排他性を意味する。この原則からは主要国家機関、国家行政、銀行、企業と企業連合に一定の権限と義務がでてくる」

国家独占についてのこのような叙述はまだ抽象的すぎるので、これについての部会構成員のひとりである U. Plowiec の説明を聞こう。¹¹⁾

「……外国貿易の国家独占の憲法的原則は維持しなければならないが、その現象形態の多様性は不可避であるという見解の完全な合意が支配的であった。この憲法的原則の維持というのは、外国貿易は経済全体の利害にしかも国のある一定の社会・経済発展段階でその利害に最もふさわしい方法で合致しなければならないことを意味している。この点から明らかなことは、独占の実現形態の変更は活動の合理性拡大のためにおこなわれるその能率化のノーマルな兆候であるということである。

その結果、貿易の国家独占は外国貿易の活動のある組織構造と同一視されるべきでなく、対外交換の原則と方法の全体と同一視すべきである。……外国貿易活動の組織に関する新しい措置について言えば、対外交換をおこなう外国貿易企業の独占が破棄されたことが特別の強調に値する」

以上から、第8部会では次のような点が合意されたように思われる。

1) 国家独占とは一国の対外経済関係全体の形成ならびに指導 (kierowanie) との関連で理解する。

2) 国家独占の原則とその組織構造との同一視をはなれて、後者は前者の具体的形態として位置づけ、社会・経済的段階により変更可能なものとして理解する。

3) 「国家の排他性」を一方では強調しながら、国家独占を担う主体について

10) Tamze s. 48.

11) Tamze s. 11., s. 13.

は主要国家機関から企業まで指摘して、その概念の膨脹がみられる。

4)具体的組織形態では外国貿易企業の独占の廃止が合意されている。

ところで各提案の中には必ず国家独占の憲法的原則という表現が使用されているので、憲法のその箇所も引用しておこう。¹²⁾

第二章 社会経済機構

第11条 1 ポーランド人民共和国の社会経済機構の基礎は、社会化された生産手段と社会主義的な生産関係にもとづく社会主義的経済制度である。

2 ポーランド人民共和国は国民社会経済計画にもとづいて国の経済的および文化的生活を発展させる。

3 ポーランド人民共和国の社会経済政策の基本的目的は、人々の生活条件、社会的および文化的条件を組織的に改善し、国の生産力をたえまずに発展させ、祖国の力、防衛および独立を強化することである。

4 国家は貿易を独占する (*Panstwo posiada monopol handlu zagranicznego*)。

この条文の中で、第4項が先め第1、2、3項と規定関係にあるとするならば、貿易の国家独占の憲法的原則とは、生産手段の社会化と社会主義的生産関係および計画化原理に基づき、社会経済政策の基本目的に合致するように国家は外国貿易の独占を確立し、運用されなければならないことを指摘しているようと思われる。

第2章 貿易の国家独占の組織に関する見解

では、第1章で述べられた経済改革の中での外国貿易の国家独占の性格づけを積極的に展開する論者は、どのように国家独占の組織について考えているだろうか。外国貿易における改革派である J. Soldaczuk は次のようにそれを述べている。

12) 世界憲法集第4版., 岩波文庫, p. 552.

彼によれば、外国貿易の国家独占の制度は特定品目を輸出、輸入する排他権をもつ外国貿易専門企業の独占と同一視されないし、すべきでもない。又このような組織形態を国家独占の本質とみなすべきではない。ところで貿易の国営企業の独占は外国市場と国内市場を分離していたから、外国からの悪影響から国の経済を守り、資本主義企業との競争上の地位を強固にした。しかも取扱う品目数が少なかったので初期の段階では合理的根拠をもっていた。しかし工業化の進展、生産の多様化、外国貿易急成長の結果、品目数は豊富になり、輸出入の効率の改善の障害となり、その上国際的な専門化と協業化の進展により、国内外企業の企業間の直接的接触が必要となり、外国貿易の国家独占の組織上の変更が必要となった。変更の方向は生産企業への輸出権限の供与、専門企業と生産企業の共同出資企業の設立、それらの協力形態の追求である。この傾向はすでに60年代の前半期にあらわれ、70年代に一般化した。¹³⁾

ところで、対外貿易分野における国家独占は対外取引に関する決定の中央集中化の程度や、中央計画の性格や細目度、指令様式、生産企業や外国貿易専門企業の自主性の度合をあらかじめ定めるものでない。この問題は国別、経済発展段階の違いにより、様々な方法がとられてきたし、現実もそうである。¹⁴⁾

J. Soldaczuk は国別、経済発展段階の相違に対応した管理・計画化制度の具体的あり方に焦点をしづり、指令・配分システムの欠陥との関連で対外経済の指導システムの変更の必要性を説き、生産と経済の国際化、貿易品目の多様化、専門化や協業化の国際的展開という契機を導入しながら、外国貿易の国家独占の組織的変更を規定しようとしている。

さて、Maria Goryniaは「外国貿易の独占と組織システム」という、ここでのテーマと直接関係するタイトルの論文を発表して、論争に参加している。¹⁵⁾ 彼女の主張によれば、貿易の国家独占には様々な定義が存在し、その多様な

13) *Ekonomika handlu zagranicznego.* s. 46—47.

14) *Tamże* s. 51.

15) Maria Gorynia, *Monopol handlu zagranicznego a system organizacji, Handel zagraniczny*, 1981., Nr. 3.

解釈がおこなわれている。例えば、Z. Zawad の見解では「外国貿易の国家独占とは対外貿易交換の実施に対する国家の権限の排他性であると一般的には理解される」し、K. Kamecki は、「外国貿易の独占とは対外貿易取引の締結と実現の排他権を任命された企業や組織を通じて国家が保障することを意味する」と主張している。T. Lychowski は「外国貿易の独占とはただ唯一国家のみが国内生産物を外国に販売し、外国の商品を外国から購入する権限をもつことを意味する」という定義を与え、これに近い主張をもつ B. Minc は「社会主義における外国貿易の新しい役割の表現は外国貿易の国家独占、つまり対応する国家権力によって外国貿易取引をおこなう排他的な権利である」と述べている。

国家独占は形式的な見地と実際的な見地とからそれぞれ検討することができるが、最も注意すべき点は外国貿易の国家独占の本質的原則とその原則の成熟の形態とを峻別する必要があることである。従来多くの理論家は国家独占を定義し、それを実践の中で即座に適用する措置をとってきた。

したがってこの峻別の立場からすれば、外国貿易の独占の本質は外国貿易の組織における措置と同一視することはできない。国家独占の現象形態は採用された経済全体の指導モデルの結果である。にもかかわらず、基礎的な経常的決定の集中化に加えて、10数の貿易専門企業の輸出入独占という組織形態が長期間国家独占の本質であると考えられてきた。だからこの組織の変更は原則からの逸脱であると判断されていた。けれども、それは国家独占の原則をゆるがすものでは決してありえない。この点では疑問の余地はありえない。疑問が生じるのは「国家」という用語自体の理解からである。

貿易の国家独占の原則を解釈すると 3 つの意見がある。

第 1 の意見は国家を中央経済権力=外国貿易を指導する組織と同一視する見解。

第 2 は国家を中心貿易機関とその直接管轄にある実施単位と考える見解。

第 3 は国家とは多数の企業がその構成要素となる全人民的所有の主体であるとする見解。

第1の見解は1946—47年の戦後初期の経済の改造期の貿易における国家の役割を理論的に反映したものであり、第2は1949—1955年の中央集権的管理制度の確立期の対外貿易活動の実態を正当化したものである。1966年からおこなわれた外国貿易活動システムの改革の動きは第3の見解に流れている。

ところで、第1のタイプの国家独占は、中央以外の単位が対外取引を実施する可能性を排除している点で事実の進行を説明できず、第2のタイプは中央独占機関が対外経済交換で完全な裁量権をもつことに立脚しているが、しかし交換の主体は中央独占機関に直接従属する単位に限定される問題点をもっている。第3のタイプは全人民的所有にあるすべての企業の外国貿易施行の権利を認めることになる。この最後のタイプは第1、第2にはない有効性をもっているが、これも国営企業以外、つまり非国家的単位は対外経済交換に参加できないことを結論としている。この欠陥を克服するためには外国貿易の国家独占を対外経済関係全体を指導することに対する社会主义国家の排他的権限として位置づけなおさなければならない。Gorynia が「外国貿易の独占とは対外経済関係にあたる部分の経済過程の社会化ならびにそこから生じる対外経済関係の発展に関連するすべての事柄の指導に対する社会主义国家の権限の排他性」であると定義する理由がここにある。

彼女の考え方によれば、外国貿易の指導分野で国家の裁量権の排他性とはすべての決定を国家に集中することと同一ではなく、貿易計画の義務や指令管理方法とも同義ではない。反対に、対外交換をおこなう企業の決定に対して関税政策、財政政策、通貨・信用政策、価格政策を介して間接的影響をあたえるシステムを適用したとしても、それは国家の指導権限の放棄を意味するものでもない。むしろ、このようなシステムが適用される時に、社会主义経済における外国貿易の国家独占の本質が対外経済取引における社会主义的所持の拡大とこの分野での国家の裁量権と関連しているというテーゼと合致するような事態になる。またそこに外国貿易の国家独占を“社会的”あるいは“社会主义的貿易の独占”という用語に代替する根拠があると Gorynia は主張する。

以上の主張から明らかなように、彼女は国家の概念を2重に膨脹させてい

る。第1は国家に社会的所有の財産を運営して生産、経済活動をおこなっている単位を含め、国家を所有関係と同次元で把握しなおすと同時に、第2に、この所有関係が対外経済関係にまで拡大し、そこでの管理も中央機関の指導に包摂することができるとして、非国家単位が対外経済活動に参加する道を開いている。

このような Maria Gorynia の見解は、問題の照準を外国貿易の独占者である「国家」に絞り、それを社会的所有との関連で2重に膨脹させることで、経済改革が対外経済関係の分野に課している改革の組織論的課題を解決しようとするものである。このような社会主義的所有論から国家論への展開の中で外国貿易の組織の特徴を解明しようとする基本線は、先の第1章でみた経済改革委員会の結論を理論的に根拠づけ、さらにそれを組織論の次元で具体化する契機をあたえていると言わなければならない。

第3章 経済改革と国家

ポーランド経済改革は外国貿易分野における国家独占原則の実現形態として以下のような重大な変更をもたらした。¹⁶⁾

- 1) 国会は対外交換の発展に関する基本問題のみを決定する。
- 2) すべての企業が計画の主体として行動する。
- 3) 経済・金融用具の手段をつかって貿易活動する企業の決定に影響をおよぼす。
- 4) 生産企業等は輸出入企業を選択し、それらとの法的関連を選択する可能性をもつ。
- 5) 生産企業等が一定の条件を満たす場合には外国貿易を自主的におこなう権限を有する。
- 6) 為替銀行の活動原則を企業の効率性の計算の役割増大に適応させる。

16) Polska reforma gospodarcza, Handel zagraniczny, PWE. 1982. s. 48—49.

7) 貿易政策全体を外国貿易省に集中する。

ここでの変更は、企業の権限等の拡大〔2), 4), 5)〕と中央諸機関の機能の転換、新しい機能の創出にもなう再組織化〔1), 3), 6), 7)〕の2つの方向にむかっている。ではこの2方向の変化を、**Gorynia** が展開したように國家の2重の膨脹化と、**Soldaczuk** が説明した生産の国際化、多様化、協業化、専門化の2重の論理で説明することができるであろうか。

この説明でやはり重要な基軸概念となるのは、**Gorynia** が指摘したように、「国家」であり、それをどのように理解するのかが問われなければならないだろう。

周知のように、この点についてはレーニン、クラーシン対ブハーリン、ソコリニコフの外国貿易の国家独占の廃止をめぐる論争があるが¹⁷⁾、その過程で問題となっている貿易独占の主体である国家とは外国貿易人民委員部であり、この国家機関の官僚主義的欠陥とそれが社会主義工業化の中ではたず役割をめぐって議論されたのである。またポーランド人民共和国憲法上での規定では、前文と第11条との関連で解釈すれば、貿易独占の国家とは国家機関のことで、より具体的には権力機関と行政機関を指しているように思われる。それゆえ、貿易独占者としての「国家」を多数の企業がその構成要素となる全人民的所有の主体であるとするならば、国営企業をその中に吸収することになりはしないだろうか。この点の弱点を克服するために、他の論者がおこなっているように¹⁸⁾経済過程の政治的指導を行なうのに必要な国家行政としての国家と、経済過程で全国民的所有の主体（具体的には企業等）としてあらわれる国家とに国家を峻別しながら、いわば「政治的国家」と「経済的国家」の「2つの国家」論によって社会主義経済における外国貿易の国家独占の組織を原理的に解明しようとしても、そこでは再び「政治的国家」と「経済的国家」との関係が問われな

17) 注2)の木下、鈴木を参照せよ。

18) Eugeniusz Najlepszy, *Handel zagraniczny w systemie planowania i zarządzania w Polsce*, 1983. s. 10.

ければならないだろう。この点では問題の解決に一步も前進していない。そこでこの問題を側面から取りくむことによって接近してみよう。

ポーランドにおける経済改革の基本的課題は高い経済効率を保障することと同時に、市民一経営が自己の生存の改善を目指すだけでなく、個人やグループの利害と社会的利害と関連づけをおこなうことができ、またそれを望むような自覚的な権利と義務とを形成するような経済機能メカニズムをつくりだすことである。¹⁹⁾ ここでいう経済機能メカニズムとは、個別の経済分野で様々な活動をおこない、様々な利害を代表しながら、物質的および非物質的動機、刺激に支配されている個別の経済主体が相互に作用しあうことの総合的な結果生じる社会主義経済の一定の運動様式のことであるから、²⁰⁾ 土台から上部構造まで包摂した概念である。改革で問題となる経済機能メカニズムの形成とは、だから、土台を構成する要素や上部構造を構成する要素の内の一貫性を保障すると同時に、社会、経済の発展に適合的な上部構造諸要素を新たに形成、改組することも含まれているように思われる。では新たに形成・改組される上部構造の諸要素とは一体何なのか。経済改革で計画化・管理原則の変更の中心は経済指導の中央道具を改変、つまり「指令・配分システム」から直接的道具、間接的道具、法・組織的道具からなる指導道具体系へ移行することである。主にその重点は間接的道具の創出、整備にある。つまり経済管制装置の発展である。

ポーランドは戦前の経済・生産力水準が低いうえに、大戦による経済崩壊のために、この経済管制装置は解体され、更に急速な工業化の過程では「ソ連型」の中央集権的管理計画化制度がモデルとされたため、この装置は再建されることはなかった。むしろ逆方向に進行した。²¹⁾ それにかわって権力装置が直接「指令・配分システム」の形態で国民経済を支配してきた。

ところが経済と社会の発展がこのシステムの機能不全を宣言するようになる

19) *Maly leksykon wielkiej reformy*, 1983., s. 14.

20) *Tamże* s. 29—30.

21) オスカー・ランゲはこのような経済を戦時経済そのもの、あるいは戦時経済の方法と呼んでいる。「経済発展と社会の進歩」1970年, p. 26.

と、この「指令・配分システム」を廃止して、国家の中に新しく経済管制装置を最大限発展させる必要がでてきたのである。²²⁾ これが経済改革である。だからこの改革とは経済的問題にとどまらず、政治そのものである。経済管制装置は情報システム、信用・銀行システム、財政・金融システム、価格システム、所得・賃金システム、社会保障システムなどを構成要素としているが、それが他のヘゲモニー装置とともに国家の中に組みこまれ、整備されるならば、個人や企業が自分で自分を管理するにもかかわらず、その自主管理が社会の発展の basic 方向と二律背反することはなくなるだろう。むしろ、この自主管理は発展の基本路線を更に展開し、それを有機的に補完するものになるだろう。

社会主義経済論のモデル論的アプローチの視角からすれば、経済改革は分権化の前進として理解されている。その裏には中央として具体的に表象される国家の集権的決定の廃止が考えられて、反対にそのことによって中央は戦略的決定機能の回復をおこなうことができるとされてきた。このような理解は、社会の構成員や構成集団の自主管理諸形態を発展させ、それらの同意を要請するとともに、その同意を組織する装置を国家のうちに発展させていくことの別の表現である。いわば機能主義的理解である。²³⁾ だから改革とは国家の「弱体化」、分権化一般ではなく国家の拡張である。

ところで、このような拡張された国家を構成する経済管制装置は生産の社会化、経済発展から自動的に創出されるのであろうか。ポーランド社会主義だけでなく東欧諸国の諸改革をみてわかるように、それは政治という媒介を経なけ

22) 以下の展開は、戦時国家独占資本主義から平時の国家独占資本主義への移行、およびそこにおける「管制高地」から「管制装置への戦略手段の転換（島恭彦著作集第5巻「国家独占資本主義」p. 401—404）」、ならびに Ch・ビュシ、グリュックスマン「グラムシと国家」1983年第3部を念頭においている。

23) その典型は市場社会主義である。なぜならば、市場社会主義では個人や企業の生産や経済活動の発展のイニシアティブは基本的には市場メカニズムに委ねられ、国家はその市場メカニズムの機能主義的規制者として登場するにすぎないからである。国家は支配する階級の意思を全社会の意思におきかえて社会の全員にこれを強制し、かれらを拘束する装置であることがそこでは見落されている。

れば自動的に誕生してくるものではない。だから経済改革は国家の行政化から国家の政治化への転換のことである。

以上から明らかなように、経済改革における外国貿易の独占者たる国家とは、強制装置としての国家にとどまらず、拡張された、統合的意味での国家である。このような国家の把握に立てば、Gorynia がおこなったような企業をも国家のうちに包摂する誤謬からもまぬがれることができるし、非国家単位である協同組合や私の経営が貿易活動の権限をもつことができることを合理的に説明できるのではなかろうか。更に、外国貿易の国家独占を対外経済に対する指導との関係で把握することもできるようになるだろう²⁴⁾。

では、統合的国家の貿易独占はどのような組織的特徴をもつことになるだろうか。外国貿易がひとつの国の経済の管理・計画化制度とかたく結びついている限り、この国家独占の組織は経済全体の組織構造に規定される。しかしそれが対外経済関係の組織構造であるという点からすれば、内部的な経済管理制度とは異なる特徴をもたざるを得ないだろう。対内的国家は、国家を成立させて

24) 外国貿易分野の経済改革での組織的変更から、国家の拡張ではなくて、「外国貿易独占の定義の重大な拡大」が必要であると説く Jozef Wierzbowski は以下のようないくつかの実現形態、すなわち国家諸機関の責任、機能の分業を提案している。

1) 駐在会議付属の計画委員会および財務省——中央計画に導入されたパラメーターの数値（為替レート、減価償却率、課税率、中央銀行の割引率、輸出による外貨控除率）の決定に関する委任権限をもつ。

2) 銀行——信用のファイナンスについての全般的な原則にのっとり、投資費用で対外交換、協力の方向に影響を及ぼす。

3) 外国貿易省——輸出入専門企業にたいする指導調整システム、輸出企業への直接注文のための予備システム、関税システム、対外取引権限の認可、取消し権限を通じて経常的対外取引に影響力を及ぼす。

4) 総合的な外国貿易情報システム——中央統計局を通じて情報提供されているが、1), 2), 3)の体制にふさわしく建設しなければならない。

Monopol handlu zagranicznego w warunkach reformy gospodarczej, Handel zagraniczny 1982. Nr. 1—2., s. 19—20.

いる社会的諸関係の総体とのかかわりあいで把握しなければならないが、これと同様に、対外的国家は現代世界経済の全構造とその時代的特殊性とかかわりあいながら具体的形態を獲得していくと考えなければならないだろう。そしてその場合、その全構造と特殊性における、例えばポーランドの位置（より具体的にはポーランドの企業、産業部門、国民経済全体）との関連で、外国貿易の国家独占の具体的形態を探求し、試行錯誤を繰り返していくことになる。このように考えていくと、*Soldaczuk* が述べているように、生産の国際化や専門化、協業化の次元から国家独占の具体的あり方を引き出すことは、むしろそれを平板なもの、機能主義的なものにとどめてしまうおそれがないだろうか。やはりそれも現代における世界政治を媒介にして模索しなければならないだろう。この点で、今日の社会主义諸国の対外経済関係の経験は、例えば中国、ユーゴスラビア、ハンガリーに見られるように、検討するに値するほど豊かで多様な実例を私たちの前にすでに提供しているように思われる。